# 令和2年度(2020年度)

八王子市財政健全化判断比率等審査意見書

令和3年(2021年)8月

八王子市監査委員



3 八 監 収 第 3 4 号 令和3年(2021年)8月20日

八王子市長

石 森 孝 志 殿

 八王子市監査委員
 伊藤紀彦

 同矢野和利

 同浜中賢司

 市株勇次

令和2年度(2020年度)八王子市財政健全化判断比率等 審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項 の規定により、審査に付された令和2年度(2020年度)八王子市財政健全化判 断比率及び八王子市下水道事業会計資金不足比率並びにその算定の基礎となる事 項を記載した書類について、次のとおり意見を提出します。

# 令和2年度(2020年度) 八王子市財政健全化判断比率等審査意見書

#### 第1 審査の概要

#### 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規 定に基づく審査

#### 2 審査の対象

- (1)令和2年度(2020年度)決算に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及びその算定の基礎となる 事項を記載した書類
- (2) 令和2年度(2020年度)決算に基づく下水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 3 審査の方法及び主な着眼点

八王子市監査基準(令和元年12月26日施行)に基づき、市長から提出された 健全化判断比率、下水道事業会計資金不足比率及び各比率の算定の基礎となる事項 を記載した書類について審査した。

審査に当たっては、

- (1) 比率は、適正に算定されているか
- (2) 比率の算定基礎となった書類等が適正に作成されているか

などを主眼に置き、八王子市監査基準実施細目に基づき、関係部からの概況聴取、 関係諸帳簿及び証拠書類との照合、分析、比較等通常実施すべき審査手続により実 施した。

#### 4 審査の期間

令和3年(2021年)7月9日から同年8月18日まで

#### 第2 審査の結果

#### 1 比率の算出等

八王子市監査基準に準拠し、前記の方法により審査した限りにおいては、審査に付された下記健全化判断比率及び下水道事業会計資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であり、各比率についても誤りのないものと認められた。

#### (1) 健全化判断比率

(単位 %)

区 分	令和2年度 (2020)	令和元年度 (2019)	平成30年度 (2018)	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	_	_	_	11.25	20
連結実質赤字比率	_	_	_	16.25	30
実質公債費比率	-0.9	-0.7	-0.6	25	35
将来負担比率	_	_	_	350	

<sup>(</sup>注)1 上記表中の「-」は、実質赤字額若しくは連結実質赤字額又は将来負担比率がないことを表している。

#### (2) 資金不足比率

(単位 %)

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度	経営健全化
	(2020)	(2019)	(2018)	基準
下 水 道 事 業 会 計 資 金 不 足 比 率	-	_		20

<sup>(</sup>注)1 上記表中の「一」は、資金不足額がないことを表している。

#### 2 意見

健全化判断比率の4つの指標については早期健全化基準を、同じく下水道事業会 計の資金不足比率については経営健全化基準をいずれも下回っていた。

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、対象となる全ての会計において、 実質赤字額と連結実質赤字額が生じなかったため、前年度と同様に比率は算定され なかった。

実質公債費比率については、主に元利償還金・準元利償還金から控除できる特定

<sup>2</sup> 早期健全化基準及び財政再生基準は、この数値を超えた場合に、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務付けられる。

<sup>2</sup> 経営健全化基準は、この数値を超えた場合に、経営健全化計画の策定等が義務付けられる。

財源は減少しているものの、準元利償還金において下水道事業会計の地方公営企業 法適用に伴い公営企業会計への繰出金が減少したことにより、単年度で前年度の数 値を下回り、3か年平均では0.2ポイント改善した。

将来負担比率については、主に一般会計等の決算年度末における市債残高が増加 したものの、特別会計の市債残高に対する繰出見込額が下水道事業の地方公営企業 法適用等により減少し将来負担額が減少したこと、公共施設整備保全基金等への積 立てにより基金現在高が増加したことから将来負担比率の分子がマイナスとなり、 前年度と同様に比率は算定されなかった。

資金不足比率については、該当する下水道事業会計に資金不足額が生じなかった ため、前年度と同様に比率は算定されなかった。

以上、各比率の審査を行った結果、財政の健全性は良好な状態にあることが認められた。

当年度は、新型コロナウイルス感染症への対応に全力を注いだ一年であった。歳 出増となった事業費の多くは、新型コロナウイルス感染症緊急対策として、市民へ の経済的支援や事業者への支援などであったが、国・都支出金で賄われたため本市 の後年度以降の財政への影響は大きくなかったと思われる。

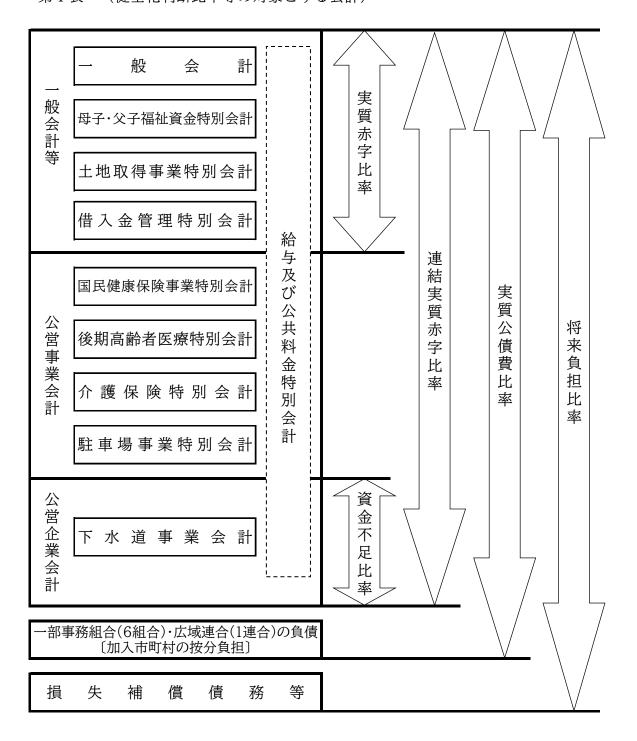
災害レベルとも言える新たな感染症のまん延は、今後いつ発生するか予測がつかない。当年度の財政健全化判断比率等の審査においては、懸念される点は見受けられなかったが、今後頻発する災害等に迅速かつ適切に対応するためにも、引き続き健全な財政運営を堅持されるよう望むものである。

#### 第3 健全化判断比率等の概況

#### 1 健全化判断比率等の対象会計について

健全化判断比率等の対象会計は第1表のとおりである。

第1表 (健全化判断比率等の対象とする会計)



#### 2 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、一般会計等(本市においては、一般会計、母子・父子福祉資金特別会計、土地取得事業特別会計及び借入金管理特別会計)を対象とし、その繰上充用額と支払繰延額及び事業繰越額の和である実質赤字額が、地方公共団体の標準的に収入し得る経常的一般財源の規模を示す標準財政規模に対してどの程度あるかを示すものであり、算定式は次のとおりである。

<u> </u>	計算結果が0%以下のときは-%
※2 繰上充用額	歳入不足のため、翌年度の歳入を繰り上げて充てた額
※3 支払繰延額	実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
※4 事業繰越額	実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
※5 標準財政規模	自治体の一般財源の標準的な大きさを示したもの。普通交付税の算定に 用いる市税収入額、地方譲与税及び利子割などの各種交付金に普通交付 税と臨時財政対策債発行可能額を加えた額

当年度の一般会計等の各会計において、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額がないので、実質赤字額は発生しない。このため、実質赤字比率は算定されなかった。

なお、各会計の実質収支額の状況は、第2表のとおりである。また、標準財政規模の額は、第3表のとおりである。

第2表 (一般会計等における実質収支額)

(単位 千円)

	Z	分			令和2年度 (2020)	令和元年度 (2019)	平成30年度 (2018)
	_	般	会	計	6,151,651	1,614,918	3,741,519
	母子・	父子福祉	上資金特	別会計	0	0	0
一般会計等	土地	取得事	業特別	会計	0	0	0
	借入	金管理	14 特別	会 計	0	0	0
		合	計		6,151,651	1,614,918	3,741,519

第3表 (標準財政規模の額)

(単位 千円)

区分	令和2年度 (2020)	令和元年度 (2019)	平成30年度 (2018)
標 準 税 収 入 額 等	100, 282, 645	96, 774, 365	95, 838, 263
普 通 交 付 税 額	4, 784, 922	5, 037, 593	4, 368, 073
臨時財政対策債発行可能額	5, 176, 224	6,514,096	7, 898, 654
合計(標準財政規模の額)	110, 243, 791	108, 326, 054	108, 104, 990

<sup>(</sup>注)標準税収入額等には、市税収入額、地方譲与税及び利子割等各種交付金が含まれる。

#### 3 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とし、実質赤字額の合計と資金不足額の合計の和から、実質黒字額の合計と資金剰余額の合計の和を控除した連結実質赤字額が、標準財政規模に対してどの程度あるかを示すものであり、算定式は次のとおりである。

当年度の全会計の実質収支額及び資金不足・剰余額は第4表のとおりであり、全会計において、実質赤字額又は資金不足額が生じていないため、連結実質赤字額は発生しない。このため、連結実質赤字比率は算定されなかった。

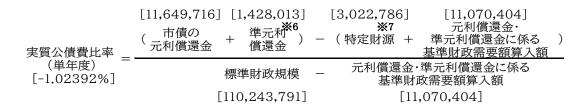
第4表 (全会計における実質収支額及び資金不足・剰余額)

(単位 千円)

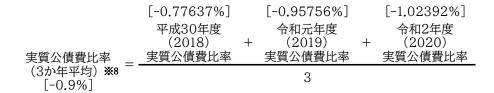
	区分	令和2年度 (2020)	令和元年度 (2019)	平成30年度 (2018)
	一般 会計	6,151,651	1,614,918	3,741,519
	母子・父子福祉資金特別会計	0	0	0
一般会計等	土地取得事業特別会計	0	0	0
	借入金管理特別会計	0	0	0
	小計 A	6, 151, 651	1,614,918	3,741,519
	国民健康保険事業特別会計	712,991	576,084	568,823
	後期高齢者医療特別会計	108,311	94,899	34, 985
公営事業会計	介護保険特別会計	658, 247	478,930	398,083
公呂爭未云司	駐車場事業特別会計	303	0	0
	給与及び公共料金特別会計	0	0	0
	小計 B	1,479,852	1, 149, 913	1,001,891
	中計 A + B	7,631,503	2,764,831	4,743,410
公営企業会計	下 水 道 事 業 会 計	673,763	474, 994	154, 420
	小計 C	673,763	474, 994	154, 420
合計	A + B + C	8, 305, 266	3, 239, 825	4,897,830

#### 4 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、一般会計等が一会計年度に負担した元利償還金(一般会計等の市債の元利償還額)及び準元利償還金(特別会計及び公営企業会計への繰出金や公債費に準ずる債務負担行為)の標準財政規模に対する割合の3か年平均を示すものである。単年度の算定結果は次のとおりである。



また、3か年平均の算出方法は、年度ごとに四捨五入をせず、計算結果そのままを3か年分合算した上で3で除し小数第1位未満を切り捨てる。算定結果は次のとおりである。



	①満期一括償還市債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還 をした場合における1年当たりの元金償還金相当額
	②一般会計等から一般会計等以外の特別会計及び公営企業会計への繰出 金のうち、市債の償還の財源に充当されたと認められるもの
※6 準元利償還金	③一部事務組合等への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還財源に充当されたと認められるもの
W 0 → 1111 MYEETE	④大規模な住宅建設に関連して地方公共団体に代わって都市再生機構等が行った公共施設等の建設及び総合体育館の建設に係る割賦支払、社会福祉法人が行った特別養護老人ホーム等の建設に係る補助並びに東京都から譲渡された母子・父子福祉資金貸付金債権の償還のため設定した債務負担行為等に基づく支出額
	⑤一時借入金の利子
	①国・都からの支出金
	②貸付金の財源として発行した市債に係る貸付金の元利償還金
※7 特定財源	③市営住宅建設事業の財源として発行された市債償還額に充当された市 営住宅使用料
	④都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当された都市計 画税
	⑤その他の特定財源
※8 3か年平均	3か年平均の算出方法は、年度ごとに四捨五入をせず、計算結果そのままを3か年加え、3か年で除し、小数第1位未満を切り捨てる。

## 実質公債費比率の内訳は第5表のとおりである。

# 第5表 (実質公債費比率の内訳)

				(単位 千円 <u>)</u>
	区分	令和2年度 (2020)	令和元年度 (2019)	平成30年度 (2018)
市 債 の 元 利 償 還 金 A	公 債 費	11,649,716	12, 018, 273	12, 437, 901
	① 満期一括償還に係る公債費	0	0	0
	② 特別会計及び公営企業会計への繰出金 (駐車場と下水道の公債費充当分)	465, 378	3, 743, 886	3, 442, 195
<b>※</b> 6 準元利償還金	一部事務組合負担金 ③(東京たま広域資源循環組合の 公債費負担分)	75, 359	184,286	209,527
В	公債費に準ずる債務負担行為 ④ (ニュータウン学校施設取得 ・総合体育館整備等)	886,010	1,091,014	1, 187, 407
	⑤ 一時借入金利子	1,266	27	0
	準元利償還金 計	1,428,013	5,019,213	4,839,129
	国都支出金 ①(東京都多摩ニュータウン関連 公益施設整備費償還費補助金)	555, 744	1,095,574	1,311,322
	② 貸付金償還金	0	0	0
<b>※7</b> 特定財源	③ 市営住宅使用料	188, 476	199,859	206,630
С	④ 都市計画税	2, 278, 566	5, 200, 465	4, 596, 384
	⑤ その他の特定財源	0	0	0
	特定財源 計	3, 022, 786	6, 495, 898	6, 114, 336
元 利 償 係 る 基	還金・準元利償還金に 準財政需要額算入額 D	11,070,404	11,469,055	11,909,525
標	準 財 政 規 模 E	110, 243, 791	108, 326, 054	108, 104, 990
実 質 公 {(A+B)	債費比率(単年度) -(C+D)}/(E-D)×100	-1.02392%	-0.95756%	-0.77637%
実 質 公	<b>※8</b> 債費比率(3か年平均)	-0.9%	-0.7%	-0.6%

| (注) 区分欄の( )は、本市の令和2年度(2020年度)決算内容

#### 5 将来負担比率について

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものであり、算定結果は次のとおりである。

[180,360,670] [28,218,682] [40,601,039] \*\*9 \*\*10 \*\*11 [122,253,052] **※**9 充当可能 + 特定財源 市債現在高等に係る + 市債現在高等に係る ) 基準財政需要額算入見込額 将来負担額 - ( 基金額 見込額 将来負担比率 = -元利償還金・準元利償還金に係る 標準財政規模 [-%]**%**1 基準財政需要額算入額 [11,070,404] [110,243,791]

	①一般会計等の当該決算年度末における市債現在高
	②大規模な住宅建設に関連して地方公共団体に代わって都市再生機構等が行った公共施設等の建設及び総合体育館の建設に係る割賦支払、社会福祉法人が行った特別養護老人ホーム等の建設に係る補助並びに東京都から譲渡された母子・父子福祉資金貸付金債権の償還のため設定した債務負担行為等に基づく支出額
   ※9 将来負担額	③一般会計等以外の会計の市債の元金償還に充当する一般会計等の負担 見込額
	④一部事務組合等の地方債の元金償還に係る負担見込額
	⑤退職手当支給予定額のうち、一般会計等負担見込額
	⑥損失補償等による負担見込額
	⑦連結実質赤字額
	<ul><li>⑧一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額</li></ul>
※10 充当可能 基 金 額	地方自治法第241条に定める基金(地方公共団体の財政の健全化に関する 法律施行規則第16条の規定に基づくもの)
	①国・都からの支出金
	②貸付金の財源として発行した市債に係る貸付金の元金償還金
   ※11 特定財源   見 込 額	③市営住宅建設事業の財源として発行された市債償還額に充当される市 営住宅使用料
75 72 70	④都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当される都市計 画税
	⑤その他の特定財源

## 将来負担比率の内訳は第6表のとおりである。

## 第6表 (将来負担比率の内訳)

	区 分	令和2年度	令和元年度	(単位 <u>千円)</u> 増減額
		(2020)	(2019)	(R2-R1)
	① 一般会計等市債現在高	136, 369, 447	134, 458, 518	1, 910, 929
	公債費に準ずる債務負担行為に基づく ② 支出予定額(ニュータウン学校施設取得・ 総合体育館整備等)	4, 873, 473	6,019,890	△ 1,146,417
	③ 特別会計及び公営企業会計への繰出見る 額(駐車場と下水道の償還見込額)	18, 580, 604	28, 003, 610	△ 9,423,006
<b>※</b> 9	一部事務組合等負担見込額 ④ (東京たま広域資源循環組合の償還 見込額)	35, 487	113, 511	△ 78,024
将来負担額 A	⑤ 退職手当負担見込額 (2,625人分)	20, 501, 659	20, 449, 822	51,837
	⑥ 損失補償等による負担見込額	0	0	C
	⑦ 連結実質赤字額	0	0	0
	⑧ 一部事務組合等連結実質赤字額	0	0	0
	将来負担額 計	180, 360, 670	189, 045, 351	△ 8,684,681
充 当 可 能     基 金 額     B ※10		28, 218, 682	27, 047, 054	1, 171, 628
	国都支出金 ① (東京都多摩ニュータウン関連 公益施設整備費償還費補助金)	2, 027, 727	2,819,789	△ 792,062
	② 貸付金償還金 (多摩都市モノレール貸付金償還金)	68, 279	68, 279	C
<b>※11</b> 特 定 財 源 見 込 額	③ 市営住宅使用料	2, 063, 153	2, 192, 058	△ 128,905
見 込 額 C	④ 都市計画税	36,041,880	40,624,272	△ 4,582,392
	⑤ その他の特定財源(猶予特例債)	400,000	0	400,000
	特定財源見込額 計	40,601,039	45, 704, 398	△ 5,103,359
市債現在高	等に係る基準財政需要額算入見込額 D	122, 253, 052	124, 743, 612	△ 2,490,560
標	準 財 政 規 模 E	110, 243, 791	108, 326, 054	1,917,737
元利償還金・፯	準元利償還金に係る基準財政需要額算入 F	額 11,070,404	11, 469, 055	△ 398,651
将 { A -( B	来 負 担 比 率 + C + D )} / (E-F) × 100	<b>%</b> 1 -%	<b>%1</b> -%	_

(注)1 区分欄の ( ) は、本市の令和2年度(2020年度)決算内容 2 R2-R1 ··· 令和2年度 - 令和元年度

#### 6 資金不足比率の算定

資金不足比率とは、公営企業ごとに算定した資金不足額が、それぞれの事業の規模に対してどの程度あるかを示すものであり、本市においては下水道事業会計がこれに該当する。また、算定式は次のとおりである。

*12	資金の 不足額	(流動資産-流動負債+流動負債のうち建設改良費等に係る企業債 -算入地方債)-解消可能資金不足額 ※13
<b>%</b> 13	解消可能 資金不足額	事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等 の事業がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
<b>※</b> 14	事業の規模	営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

下水道事業会計においては、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されなかった。



# 令和 2 年度(2020 年度) 財政健全化判断比率等審査意見書

令和3年(2021年)8月

発 行 八王子市 監査事務局

東京都八王子市元本郷町三丁目 24番 1号

電 話 042 (620) 7320 (直通)